

各市町村 地域クラブ活動 ご担当者 様

奈良県中学校体育連盟

会 長 檜原 祥弘

【 公 印 省 略 】

【重要】認定地域クラブ活動に伴う登録および各種手続きのお願い（通知）

時下、貴職におかれましては、本連盟の運営ならびに中学校体育・スポーツの振興に多大なるご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、学校部活動の地域展開に伴う「認定地域クラブ活動」につきましては、本年 4 月に「令和 8 年度全国中学校体育大会運営の基本と大会開催基準」を通知し、すでにご承知のことと存じます。

本連盟におきましても、今夏の県総合体育大会より、認定地域クラブ活動の参加資格に関する本格的な運用を開始することといたしました。

つきましては、各市町村において認定されたクラブの情報を集約するため、下記のとおり手続きをお願いいたします。登録にあたりましては、令和 7 年 12 月文部科学省発出の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインおよび別冊資料」を必ずご確認ください、認定要件等を遵守の上、お手続きを進めていただきますようお願い申し上げます。

業務多忙の折、誠に恐縮ではございますが、主旨をご理解いただき、ご対応のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 依頼内容（手順）

手順 1 ガイドラインの確認

登録前に上記ガイドラインをご一読いただき、すべての認定要件を満たしているか再度ご確認ください。

手順 2 専用フォームへの入力・様式 16) 認定地域クラブ証明書の写しデータの添付

下記の専用フォームより、クラブの基本情報の入力をお願いいたします。あわせて、各市町村において発行（署名・捺印）された「(様式 16) 認定地域クラブ証明書」の写しデータ（PDF 形式）を添付し、送信してください。

ログインアカウントに関するご注意

e-net アカウントはセキュリティの都合上、フォームへのアクセスやファイルのアップロードができない可能性があります。その場合は、e-net 以外のアカウントに切り替えてご回答いただくか、ファイルを <https://drive.google.com/drive/u/0/folders/IQIZI-5JdUJCtzeMjZHoTKLZZzjayb2VK> にアップロードしてから回答してください。その際はファイル名に市町村名をご記入ください。例：〇〇市証明書

認定地域クラブ証明書の添付に関するご注意

複数のクラブを登録される場合は、クラブごとにフォームへの回答（送信）を繰り返す必要があります。ただし、同じ市町村のクラブを続けて申請される場合、フォームへの証明書（データ）の添付は最初の 1 回だけで結構です。（2 回目以降の回答時は再添付の必要はありません）

手順3 認定地域クラブ証明書（原本）の保管

各市町村の署名・捺印がなされた「様式16) 認定地域クラブ証明書」の原本は、各市町村で大切に保管し、認定開始日を把握しておいてください。

2. 提出・回答方法について

下記 URL（または QR コード）の専用アンケートフォームよりご回答・ご提出をお願いいたします。



【 アンケートフォームの URL : <https://forms.gle/jRPbq2HPplQxUfHg9> 】

3. 認定開始日および猶予期間について

- ・国の補助金が本年4月から交付されている関係上、基準としては「2026年4月1日」が基本の認定開始日とお考えください。しかしながら、各市町村によって現在の進捗状況や実情が異なることから、現段階で県内一斉に一律のスケジュールで統一することは難しいと考えております。そのため、最終的な認定開始日自体は、各市町村の実情に合わせて設定してください。
- ・認定を受けていない地域クラブ（民間クラブ含む）は、各市町村における「認定開始日」から2年間は猶予期間となり、猶予期間終了後は、中体連主催大会に出場できなくなります。猶予期間中は、これまで通り出場が可能です。
- ・認定開始日は、市町村が「認定制度そのものを開始した日」を起点として、全ての種目に共通して適用されます。よって、猶予期間は競技ごとではなく、市町村の制度開始日に合わせて全種目一律で設定されます。

4. 手続きの提出期限

毎月20日（必着）

※申請受付（フォーム入力・証明書添付）は毎月20日を締め切りといたします。ご理解とご協力をお願いいたします。（初回登録締め切り日：6月20日）

※既に一部の競技（陸上競技、バレーボール等）で証明書をご提出いただいている市町村につきましても、今回の本格運用開始に伴い、恐れ入りますが他のクラブと合わせて再度一括でのご提出をお願いいたします。

5. その他

- ・県総体に出場する際は、6月12日締め切りの加盟名簿に登録されている団体から出場してください。
- ・県総体に「認定地域クラブ活動」として出場される場合は、初回登録締め切り日までに手続きを完了させてください。
- ・現在認定を受けていない地域クラブ（民間クラブ等）から、新規の認定希望や相談が各市町村の担当窓口へ寄せられる場合があります。その際には、単に手続きを案内するだけでなく、認定要件を全て満たしていることを、各市町村において、ご確認ください。特に、指導体制や安全管理、休養日や活動時間の設定等が適切に実施されているかを十分に精査いただいたうえで、各市町村の基準に基づき認定手続きを進めていただきますようお願い申し上げます。

6. 認定地域クラブ活動の認定要件

令和7年12月に文部科学省より発出された「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の別冊資料①を詳しくお読みください。以下は要約したものとなります。

①教育的意義と参加機会の保障

学校教育の一環としての価値（自主性・協調性等）を継承し、実力による「選抜（セレクション）」を行わず、障害の有無や運動の得意・不得意に関わらず、希望する生徒を広く受け入れること。

②適切な活動時間と休養日の設定

週2日以上休養日を設け、活動時間は、平日1日2時間程度、休日1日3時間程度、週合計11時間程度の範囲内とすること。

③低廉な参加費等の設定

家庭の経済状況が体験格差につながらないように、持続的・安定的な運営に必要な範囲内で、可能な限り安価な参加費を設定すること。

④指導体制の確保と資質の担保

暴力・体罰・ハラスメント等の不適切行為を防止する体制を整え、不適切行為を行わない旨の誓約や、指定の研修を受講した「認定地域クラブ活動指導者」を配置すること。

⑤安全確保の体制整備と保険加入

熱中症対策（WBGTの活用等）や施設・用具の点検、緊急連絡体制の整備を徹底し、生徒・指導者の双方がスポーツ安全保険等の賠償責任保険に加入すること。

⑥透明性の高い運営体制の確立

団体の目的、役員選任、予算・決算等を定めた規約を作成・公開し、営利を主目的としない透明な会計処理を行うこと。

⑦学校等との緊密な連携

活動方針やスケジュールを生徒の在籍中学校と共有し、怪我やトラブル発生時の報告、学校施設の活用に関する調整を適切に行う協力体制を敷くこと。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

奈良県中学校体育連盟
事務局 鶴川 純平

奈良県立教育研究所（火・木・金）

〒636-0343

奈良県磯城郡田原本町秦庄 22-1

TEL：0744-33-5156

下市町立下市あきつ学園（月・水）

〒638-0041

奈良県吉野郡下市町下市 3060

TEL：0747-52-3955

mail：nara.chutairen@gmail.com

URL：https://nara-chutairen.asfweb.jp/